

平成 16 年 3 月 26 日  
(社)日本通関業連合会  
コンプライアンス等対策特別委員会

## 「マルチペイメントネットワーク対策に関する特別委員会決定」

### 1. 現状

「マルチペイメントネットワーク(MPN)」は、官公庁及び地方公共団体等の収納官庁(税関等)と金融機関等をネットワークで結び、金融機関が提供する各種チャンネル(インターネットバンキング、テレホンバンキング、ATM等)を利用して、そのチャンネルが利用可能な限り24時間いつでも、どこからでも税金等の納付ができ、納付後、即時に納付に関する情報が、収納官庁に通知されるシステムである。

具体的には、税関に納付する関税等の電子納付について、NACCS利用者が、輸入申告に際して「MPNを利用して納付する」旨を選択すれば、必要な納付情報が返信され、この情報を使って輸入者がインターネットバンキング等により関税等を電子納付すれば、金融機関からMPNを介して税関に領収済情報がリアルタイムで通知され、自動的にNACCSによる輸入許可が行われるものであり、本年3月22日から実施されている。

また、現在までの参加金融機関は、351機関(2月2日現在)となっており、輸入者が金融機関に設けている総合口座から引き落とされるため、通関業会として喫緊の課題である「関税等の立替」解消の一助になるものと期待されている。

しかしながら、参加表明金融機関によっては提供チャンネルやサービス時間が異なること、NACCS等のシステムと荷主とが直接シームレスに接続されていないなど、MPNの使い勝手にはなお問題が残ると考えられている。

このため、これらの諸問題を考慮しながら立替解消を図るためのMPN

の有効な利用について検討する必要がある。また、金利の上昇等、新たな要因の発生により、立替が今以上に通関業者の経営を圧迫する事態も考えられることから、実施後の状況を慎重に注視し必要な改善を図ることが重要と考えられる。

## 2．基本姿勢

- (1) 立替解消に資するため、荷主によるMPNの利用促進を図る。
- (2) MPN実施後の状況を慎重に注視し、必要な改善を図る。

## 3．当面の措置

- (1) 各通関業者においては荷主に対してMPNの積極的な利用を勧める。
- (2) 日本通関業連合会及び各通関業会は、関税局、税関に、荷主に対してMPNの利用を促進することを要望する。
- (3) MPNについて必要な改善を図るため各通関業者、各通関業会及び連合会の間において、実施後の状況把握等について緊密な連携を保つ。

## 4．その他の取組み

- (1) 通関業者、特に経営者においては、通関業者自身が立替の自粛に向けて自主的な努力をする。
- (2) 荷主に対して延納制度の利用を勧める。
- (3) NACCSについて専用口座を廃止し、総合口座の利用を導入するなど口座振替制度の改善を求める。

なお、当面の措置として荷主に対しNACCS専用口座の開設を求める。